

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき工事監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年1月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

## 2 監査の実施日程

### (1) 事務局による監査手続

令和元年5月31日から令和2年1月7日まで

### (2) 監査委員による監査実施日

令和2年1月8日

## 3 監査の対象

### (1) 対象工事

公共下水道管きょ耐震化工事(H30-2工区)(以下「本工事」という。)

### (2) 対象部局

ア 都市建設局下水道部下水道保全課

イ 企画財政局財務部契約課

ウ 都市建設局技術監理課

## 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

### (1) 想定されるリスク

ア 工事費の積算及び契約事務等が適正に行われないリスク

イ 工事関係法令を遵守した施工が行われないリスク

ウ 不経済な支出が行われるリスク

エ 維持管理費が増大するリスク

オ 施設の品質が低下するリスク

カ 工期が遅延するリスク

キ 工事中に重大な事故が発生するリスク

### (2) 主な着眼点

ア 計画	<p>(ア) 上位計画の位置付けに適合しているか。</p> <p>(イ) 道路等の管理者及び電気、水道等の事業者との協議は行われているか。交通に影響を及ぼすおそれのある場合は、警察との協議が行われているか。</p>
イ 設計	<p>(ア) 事業目的に適合した設計となっているか。</p> <p>(イ) 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(ウ) 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。</p> <p>(エ) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。</p> <p>(オ) コスト削減意識を反映した設計となっているか。</p> <p>(カ) 維持管理が容易な設計となっているか。</p>
ウ 積算	<p>(ア) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(イ) 歩掛及び単価は適正か。</p> <p>(ウ) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。</p>
エ 契約	<p>(ア) 入札の公告等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。</p> <p>(イ) 入札条件、内容が明確に示されているか。</p> <p>(ウ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p>
オ 施工	<p>(ア) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。</p> <p>(イ) 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は整備されているか。</p> <p>(ウ) 設計図書どおり施工されているか。</p> <p>(エ) 法令等を遵守して施工されているか。</p> <p>(オ) 一括下請負はなされていないか。施工体制台帳は整備されているか。監理技術者等は適正に配置されているか。</p> <p>(カ) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。</p> <p>(キ) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。ま</p>

た、その記録は的確に整備されているか。 (ク)現場の安全管理は適切に行われているか。 (ケ)工程管理及び品質管理は適切に行われているか。 (コ)工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
--

## 5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。なお、調査の一部については、技術士の資格を有する者を擁する公益社団法人大阪技術振興協会(以下「技術振興協会」という。)に委託して実施した。

### (1) 技術振興協会による工事技術調査

計画、設計、積算及び施工に関する調査について、技術振興協会へ委託して実施し、調査結果報告書を受領した。

#### ア 書面調査

本工事に係る計画、設計、積算及び施工に関する次の書面等を確認した。  
仕様書、契約書、報告書、各種届出書、設計図書ほか工事関係書類一式

#### イ 聞き取り調査等

書面調査を踏まえ、担当者等への聞き取り調査及び主要な購入資材の保管状況に関する調査を実施した。

### (2) 事務局による調査

#### ア 書面調査

本工事に係る請負契約に関する次の書面等を確認した。  
設計図書、入札結果報告書、契約書、支出負担行為書、支出命令書 等

#### イ ヒアリング

下水道保全課、契約課及び技術監理課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 6 本工事の概要

- (1) 施工場所 相模原市中央区南橋本3丁目地内
- (2) 工事延長 100.0m
- (3) 主な工種 管きよ内面被覆工 100.0m

既設管 3,900mm×3,900mm(馬てい形)

仮設工 一式

#### (4) 契約の概要

ア 契約金額 494,640,000円

変更後契約金額 497,263,500円

(変更金額 2,623,500円)

イ 契約方法 一般競争入札

ウ 受注者 アコック・木本建興共同企業体

エ 契約期間 平成31年3月18日から令和元年11月5日まで

### 7 監査の結果

本工事の計画、設計、積算、契約及び施工については、おおむね良好と認められた。

### 8 意見

近年、地球温暖化傾向により局地的大雨や集中豪雨が全国各地で頻発しており、令和元年台風第19号では、本市においても、記録的な豪雨に伴う土砂災害や浸水等により津久井地域を中心に甚大な被害をもたらされたところである。

本工事のように既設下水道管きょ内で雨水排水機能を確保しながら施工する場合においては、集中豪雨等に伴う管きょ内の急激な水位上昇による事故発生のリスクが高まることから、施工場所の上流域を含めた地域の気象情報等に基づく工事の中止等、適時適切な対応の検討や実際の退避行動の訓練等、自然災害等に備えた施工現場における緊急時の対策を講じることは大変重要である。

今後も同種の工事の実施に当たっては、受注者から提出される施工計画書の内容について緊急時における十分な対策が講じられていることを確認し、必要に応じて検討を指示するなど、引き続き施工現場における安全対策の実施及び安全管理体制の確保を徹底されたい。